

審査基準

I 採択案件の決定方法

提出された企画提案書について審査を行い、地域及び受入団体の種別のバランス等も考慮した上で、各評価項目の得点合計が高い順に採択案件として決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、保健体育課において書類選考を行う。また、必要に応じて、事業計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、審査者が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提出者の得点とする。

[評価基準]

大変優れている=5点	優れている=4点	普通=3点
やや劣っている=2点	劣っている=1点	

(1) 事業趣旨に関する評価

A：年間型

- ① 子どもの運動の習慣化について取り組み、かつ継続的な活動であること。
- ② 次年度以降のビジョンをもっていること。

B：短期型

- ① 子どもが運動することに興味を持ち、習慣化へのきっかけとなる活動であること。
- ② 次年度以降のビジョンを持っていること。

(2) 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 事業管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 運営会議が幅広い人材で構成され、適切に設置されていること。
- ④ 市町村教育委員会等から適切な指導・助言を得られる体制があること。

(3) 事業内容に関する評価

- ① 事業の目標が、子どもたちの実態に即していること。
- ② 指導者を育成するための計画が具体的に設定されていること。
- ③ 計画の実現性・妥当性があること。
- ④ 実施方法が、具体性・適正性・効率性に優れていること。